

地域材利活用倍増戦略プロジェクト [新規]

【1, 420 (一) 百万円】

対策のポイント

新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野での木材利用を拡大するとともに、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ります。

<背景/課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、「森林・林業基本計画」に基づいて国産材の利用拡大を図るためには、公共建築物や住宅等での地域材の利用拡大、木質バイオマスの利用拡大等各分野での取組を進めていくことが必要です。
- ・特に耐火性等の問題から鉄筋コンクリート造・鉄骨造が主流となっている中高層建築物等の分野における木質の新たな製品・技術の開発及び国土交通省と連携して建築材料としての普及を進めることが必要です。
- ・また、地域材の供給体制については、大型製材工場等の需要に応じた安定的な数量の確保ができず、価格も不安定な状況を転換し、需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築が必要です。

政策目標

○国産材の供給・利用量の増加

(2,041万^m (24年度) →2,800万^m (27年度))

○公共建築物の木造率の向上 (8.4% (23年度) →24% (27年度))

<主な内容>

1. CLT (直交集成板) 等新たな製品・技術の開発 509 (一) 百万円

(1) 中高層建築物等に係る技術開発等の促進

国交省との緊密な連携の下、中高層建築物での利用が期待できるCLT (直交集成板) を建築材料として利用するために必要な強度データ収集等や耐火性能等の確認に必要な試験、CLT等の新たな製品・技術を活用した建築物の実証を実施します。

(2) 住宅等における製品・技術の開発・普及の一層の促進

長伐期化に伴って大径化したスギや用途が限られるヒノキ等を利用した新たな製品・技術の開発及びコストダウン等に資する加工用機械の開発・改良を行います。また、木造住宅等の健康・省エネ性の定量化に向けた調査等を実施します。

(3) 木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成

中高層建築物への木材利用を促進するため、中高層建築物の建設に携わる設計者、施工者、部材供給者等の担い手を育成を支援します。

<各省との連携>

- 国土交通省 ・CLTを用いた建築物の一般的な設計法を確立するための研究開発を実施

2. 地域材利用促進

756 (一) 百万円

(1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。

(2) 新規分野における木材利用の促進

工作物・土木分野等における全国的な実証・働きかけ・ワークショップ等を通じた木材利用促進の取組を支援します。

(3) 木質バイオマスの利用拡大

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用拡大に向けたサポート体制の構築、加工・利用システムの開発等を支援します。

(4) 日本の森林づくり・木づかい国民運動の総合的普及啓発

木材の利用促進や森林づくりに対する国民の理解を醸成するための普及・啓発活動や、NPO等による木づかい、木育、森林づくりなど木材・森林・林業を身近に感じるための取組を支援します。

(5) 海外での地域材利用や合法木材の普及の促進

海外での地域材の品質等の実証・他業種の事業者と連携した販売活動を行うネットワークの構築、合法木材の国内での普及・実態調査などを通じた地域材の差別化・信頼性向上の取組を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

155 (一) 百万円

民有林の森林所有者等と国有林が広域に連携する協議会をモデル的に設置し、山側が一体となることによる供給可能量の拡大、所有者等と大型製材工場等の協定取引、原木の共通規格による仕分けの実施等を含めた構想の作成に必要な経費等を支援します。

また、山元と地域に根付いた製材工場、工務店、消費者等の連携による地域循環型の構想の作成等を支援します。

補助率：定額、1/2
※ 1. (1)、(2)の一部は委託
事業実施主体：国、民間団体

〈関連対策〉構想実現に必要な流通施設等の整備への支援

安定取引構想を実現するため、構想に基づく取組に必要なストックヤードや選別機等の整備を支援します(森林・林業再生基盤づくり交付金)。

補助率：定額(1/2)
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：
1、3の事業 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
2の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2296)
2(4)の事業 林野庁森林利用課 (03-3502-8243)